

# 「自治基本条例」について

## 1 「自治基本条例」とはどのようなものか

### (1) 概 要

- ① 「輪島市総合計画」などのように、市にとって重要な問題があった場合において、どのようにしてその問題を策定するか、その手続を定めるもの
- ② 市を二分するような重要な問題があった場合において、どのような方法でその問題を解決していくか、そのルールを定めるもの

### (2) これまで

これまで、同様の問題の策定や解決に当たっては、市民の皆様の声を十分に反映させるべく、

- ① 市民アンケート
- ② 市政懇談会
- ③ 審議会等の委員の公募
- ④ 「広報わじま」や「輪島市ホームページ」上における意見聴取などを実施してきている。

### (3) 今 後

今般、これまでの経験の積み重ねを生かしながら、市と市民の皆様との関係を見直し、その関係を再構築するとともに、市民参加及び協働のルールを約束事として明らかにし、今後に生かしていこうとするもの

## 2 「自治」とはどのようなものか

### (1) 地方自治

「地方」・・・国（国家）に対しての、その中の一部である地域

↓

「地域」で人が集まって団体を造る・・・地域の団体

↓

「地域団体」が、国とは別個の主体性をもった団体として、自分たちの合意に基づいて、自分たち自身を治めよう・・・自治

↓

「地方自治」・・・一定の地域団体が、自分たちの意思に基づいて、自らを治めること、また、その政治に、その地域住民の意思が生かされる政治制度をいう。

### (2) 地方公共団体

「地域の団体」は、地方公共団体として、その住民が、自らを、自らの意思によって治めるという自治の単位となる（民主主義の学校、民主主義の基礎）。

※地方公共団体・・・法律の認める範囲内で地方自治を行う団体（都・道・府・県、市・町・村など。地方自治体、自治体、地方政府）

### 3 「基本条例」とはどのようなものか

#### (1) 基本

「基本」・・・（ある物事の）中心となる大もと

#### (2) 基本条例

- ① 輪島市の区域内において効力を有するとともに、他の条例や「輪島市総合計画」等の最上位に位置する条例
- ② 輪島市の区域内において効力を有するとともに、他の条例や「輪島市総合計画」等のよって立つべき基本理念や基本原則を定めた条例

#### (3) 国家の法体系における基本条例の位置付け

別紙「国家の法体系」へ

## 4 「自治基本条例」制定の必要性

### (1) 地方分権

行政権を国（中央政府）に集中させず、「地方公共団体」（地方政府）に分散すること（事務と権限の再配分）。

国とは別個の独立した機能によって自らの事務を処理していくこととなるが、その独立性はあくまでも国の中のものであり、現代の中央集権国家においては「地方自治」に関する国の関与を全面的に排除した場合は、「地方」は成り立たない。しかし、すべてを国が決定し、「地方公共団体」がその下請的な下部機関であってはならない。

つまり、国と地方とは、国民（住民）の福祉増進という共通の目的に向かってそれぞれ適切に役割分担し、協力しながら事務の処理に当たる、協力・協調の関係にある。このような考え方でいわゆる地方分権が推進されてきており、そのための法（地方分権一括法。地方公共団体の事務に関する記述のある法律のうち、475本の法律の改正部分を1本の法律として改正したもの。）の大改正が行われ、これが平成12年4月1日から施行されている。

※ 平成5年6月に、国会の衆議院と参議院はそれぞれ「地方分権推進の決議」を全会一致で行っている。

### (2) 地方自治法の不足分の補完

「地方自治」に関する基本事項は、「地方自治法」に定められている。しかし、この法律には、地方公共団体の組織及び運営に関する事項が定められているが、市民参加や協働によるべき自治体運営に当たって基本となる定めがない。

そこで、その不足分を補完する必要がある。

### (3) 明文化

市民参加や協働により、市民の皆様の知恵や創意工夫を市の政策活動に結びつけるべく、その手続やルールを明文化しておく必要がある。

